

残価設定ローンに関する広告を作成する際の注意点

最近、残価設定ローンに関する広告が多く見られますが、中には必要表示事項が表示されていなかったり、月々の支払額のみをことさら強調するなど、規約違反に該当するもの、また違反するおそれのあるものもみられます。

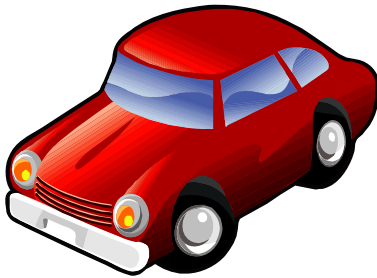
以下に、残価設定ローンの広告を行う際の注意点をまとめましたので、再度周知徹底をお願いいたします。

■残価設定ローンに関する表示を行う際の必要表示事項（必ず表示しなければならない事項）

【規約第3条第5項に基づく新車に関する施行規則第8条】

- ①現金販売価格（車両本体価格） ②割賦支払総額 ③頭金 ④支払期間・支払回数  
⑤割賦手数料率（実質年率） ⑥ローン終了時の条件

【正しい表示例】 上記①から⑥の表示がないものは規約違反となります



新しいご提案！  
残価設定ローン登場！

●スカパーレット 残価設定プランのお支払一例

お支払いの一例（3年／36回払い・実質年率3.9%）

現金販売価格（車両本体価格）	1,600,000円
頭金（下取充当可）	600,000円
初回お支払額	5,907円
月々の支払額（×28回）	5,000円
ボーナス月の支払額（1月×3回、7月×3回）	73,500円
頭金＋初回から35回までのお支払額合計 ※1	1,186,907円
最終回（36回目）のお支払額	
クルマをご返却の場合	0円
当社で新車に乗り換える場合	0円
お買取りいただく場合 ※2	500,000円

この部分だけのお支払い  
この部分のお支払いは

割賦支払総額は※1と※2の合計金額となるため、1,686,907円となります

車両返却、当社で新車に乗り換える場合は、基本的に最終回の支払は必要ありませんが、その車両状態が事前に定めた規定外である場合には別途差額をいただきます。

乗り続ける場合、再ローンでの金利（実質年率）は、その時点での弊社の基準（金利（実質年率））になります。

※保険料、税金（消費税を除く）、自動車リサイクル料金、登録等に伴う費用等は別途申し受けます。

## 《表示上の注意点》

### 1. 必要表示事項について

公取協において、新聞・チラシ広告の表示状況を調査したところ、残価設定ローン販売の広告の中には、必要表示事項のうち「割賦支払総額」（前頁の表示例で②）とローン終了時の条件（同⑥）が表示されていない広告が多く見られました。  
これらの項目について表示がない広告は規約違反となりますので、広告表示内容のチェックを再度行ってください。

### 2. 不当表示とならないための注意点について

必要表示事項が表示されていても、以下のように表示するケースは規約違反となります（または違反となるおそれがあります）ので、注意が必要です。

- ①月々の支払額のみを大きく表示（例：「月々5,000円でOK」等）し、その他の条件（ボーナス時の支払、ローン終了時の条件など）を表示しないケース  
また、その他の条件を表示していても、月々の支払額の表示からは離れた場所に表示するなど関連性が明確になっていないケースや月々の支払額に比べて小さい文字で表示するなど、その表示が明りょうでないケース
- ②「月々5,000円で買える」など、あたかも月々の支払だけで購入できるかのように表示するケース
- ③「新車が7割引」、「新車が半額」、「新車価格の1/3（3分の1）でOK」など、新車が安価で購入できるかのように表示するケース
- ④広告掲載車は高グレード車の写真を掲載しながら、残価設定ローンの支払額については、それとは異なる（例えば、低グレード車）グレードの支払額のみを表示するケース
- ⑤現金販売価格（車両本体価格）から残価分（ローン最終回支払分）を差し引いた額を「〇〇価格」、「〇〇プライス」等と称して表示するとともに、併せて「激安」などと表示し、あたかもその金額で購入できるかのように表示するケース

## 《本件に関するお問合せは》

社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務グループまで

TEL 03-3265-7975 FAX 03-3265-7978

E-mail : info@aftc.or.jp